

年金
だより

保険料の 申請免除制度について

皆様にお知らせするとともに深くお詫び申し上げます。

長い人生には、事故や病気などで働けず、国民年金保険料を納められないことがあるかもしれません。そんなときのために保険料の免除制度があります。

免除制度

・全額免除（保険料の全額が免除）

・半額免除（保険料の半分を納めることによって残りの半分が免除される）

・いずれも一定の基準があり、該当した場合は、申請した月の前月分から6月分まで承認されます。（但し、毎年8月末までに申請をすると7月から翌年6月まで1年間承認を

受けられます。）

●免除の承認を受けた期間は、保険料の未納期間とはなりませんが、将来、老齢基礎年金を受ける際には、納めた場合の3分の1（全額免除）又は、3分の2（半額免除）の年金額として計算されます。

また、免除を受けた期間は10年以内であれば、後から納めることができます。

※申請先 住民課国保年金係

千葉社会保険事務所

☎ 043-242-6327

国保年金係

☎ 82-8814

公文書の開示請求の状況

町では、「横芝町情報公開条例」に基づいて、平成14年10月1日から町が保有する公文書の公開を実施しています。

平成14年10月1日から平成15年3月31日までの期間においては、公文書の開示請求はありませんでした。

すでに新聞報道等でご承知のこととは存じますが、家屋の固定資産税の課税で不適切な事務処理があり、町民及び

納税者の皆様に多大な迷惑をおかけ致しまして、ここに深くお詫び申し上げます。

町税は、皆様との信頼関係の上に成り立つものであり、日頃から細心の注意をもつて事務処理にあたってまいりましたが、在来分家屋の課税に一部誤りがあり、これにより過大に納付された税の還付が発生することとなりました。

また、固定資産税の減額に伴い国民健康保険税についても一部還付が発生いたします。

には文書でお知らせするとともに、早急に還付の手続きを行いたいと考えております。

町といたしましても、この重大さを深く認識し、今後このような誤りが起らぬよう体制の強化を図り、信頼の回復に全力で取り組む所存でございますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申上げます。

横芝町税務課

☎ 043-242-6327

課税誤りの概要

固定資産の価格の決定にあたっては、地方税法の規定に

より総務大臣が定める「固定資産評価基準」によって、固定資産の価格を決定しなければならないとされています。

現在、対象件数・金額等について調査中であり、全容の把握には今しばらく時間を要するものと思われますが、詳細が判明しだい対象者の方々

過によつて生ずる損耗の状況による減価等をあらわす「経過年数による減点補正率」・

「再建築費1m²当たりの点数別区分」の適用を、当町を含む山武管内の市町村では、この評価基準の中の平均的な分類・区分を用いて算定してま

ったものです。（建物の用途により9分類とすべきところを3分類で、また、建物の用途毎に3～4区分を1区分で算定。）

還付金

課税誤りにより、過大に納付された税額については、遡つて還付させていただきます。

また、還付年数は地方税法の規定による5年を超える10年の予定です。